

財務省告示第三百八十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成十九年十月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年十一月九日

財務大臣 額賀 福志郎

一	二	三	四	五	六	七	八
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項の適	振替法の適用等	発行方法	発行人	払込金額	最低額面金額
利付国庫債券（二年）（第二百零六十一回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第七	十六條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）	附則第三十七條第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金積立金管理運用独立行政法人に寄託された資金による引受け	額面金額で五百八十三億円
						五百八十三億二千四百四十八万	六千円
							五万円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

